

苦 情 解 決 に 関 す る 規 程

（目的）

第1条 社会福祉法人博光福祉会（以下「法人」という）は社会福祉法第82条に基づき、本法人が行なう福祉サービスに対する苦情解決を適切に行うことで、利用者個人の権利を擁護し、福祉サービスを適切に利用することができるよう支援することを目的とする。

（苦情解決責任者）

第2条 苦情解決を適切に対応するため、苦情解決責任者(以下「責任者」という。)を置く。
責任者は理事長が任命した者をもって充てる。

- 2 責任者は、苦情解決の仕組みなどについて利用者に周知(施設内・ホームページでの掲示)するとともに、苦情を速やかに解決するよう努めるものとする。

（苦情受付担当者）

第3条 苦情の申出をしやすい環境を整えるため苦情受付担当者(以下「担当者」という。)を置く。担当者は理事長が任命した職員をもって充てる。

- 2 担当者は、次の職務を行う。
 - (1)利用者からの苦情の受付
 - (2)苦情内容、利用者の意向等の確認と記録
 - (3)受け付けた苦情等の責任者及び第三者委員への報告

（第三者委員の設置）

第4条 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員(以下「委員」という。)を設置する。

- 2 委員は2名で構成し、公平性・中立性を確保できる者の中から、理事会の承認を受けて理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は3年とし、欠員により補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員の職務）

第5条 委員は、次の職務を行う。

- (1)担当者から受け付けた苦情内容の報告聴取
- (2)苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知
- (3)利用者からの苦情の直接受付
- (4)苦情申出人への助言
- (5)事業者への助言
- (6)苦情申出人と責任者の話し合いへの立ち会い、助言
- (7)責任者からの苦情に係わる事案の改善状況等の報告聴取
- (8)日常的な状況把握と意見傾聴

（苦情の受付）

第6条 苦情の申出は、様式1に定める「苦情受付票」によるほか、様式によらない文書、口頭による申出によっても受け付けることができる。

- 2 苦情の受付は、担当者が随時受け付ける。 なお、委員も直接苦情を受け付けることができる。
- 3 苦情の受付に際しては、次の事項を書面に記録(様式 1)し、その内容についても苦情申出人に確認する。
 - (1) 苦情の内容
 - (2) 苦情申出人の希望等
 - (3) 委員への報告の要否
 - (4) 苦情申出人と責任者の話し合いへの委員の助言、立ち会いの要否
 - (5) (3) 及び(4) が不要な場合は、苦情申出人と責任者の話し合いによる解決を図る。

(苦情の受付)

第7条 担当者は、受け付けた苦情を原則としてすべて責任者及び委員に報告する。ただし、苦情申出人が委員への報告を明確に拒否する意思表示をした場合を除く。

- 2 投書など匿名の苦情については、委員に報告し必要な対応を行う。
- 3 委員は、担当者から苦情内容の報告を受けた場合は、内容を確認するとともに、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知(様式 2) する。

(苦情の解決)

第8条 責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努めるものとする。 その際、苦情申出人又は責任者は、必要に応じて委員の助言を求めることができる。

- 2 委員の立ち会いによる苦情申出人と責任者の話し合いは、次により行う。
 - (1) 委員による苦情内容の確認
 - (2) 委員による解決案の調整、助言
 - (3) 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認

(苦情解決の記録・報告)

第9条 苦情解決や改善を重ね、これらを実効あるものとするため、次のような記録と報告を行う。

- (1) 担当者は苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録する。
- (2) 責任者は、一定期間毎に苦情解決結果を委員に報告し、必要な助言を受ける。
- (3) 責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び委員に対して、一定期間経過後報告(様式 3) をする。

(苦情解決結果の公表)

第10条 個人情報に関するものを除き、申出のあった苦情の件数、内容、処理結果について事業報告書等に掲載し公表する。

(秘密保持義務)

第11条 委員、責任者及び担当者、またはこれらの職にあった者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則 この規程は平成17年 4月 1日から施行する。

平成21年 4月 1日 一部改正

平成29年 3月22日 一部改正

平成30年12月 2日 一部改訂

令和	2年	7月	1日	一部改訂
令和	2年	9月	1日	一部改訂
令和	4年	4月	1日	一部改訂
令和	5年	4月	1日	一部改訂
令和	6年	4月	1日	一部改訂
令和	7年	4月	1日	一部改訂

苦情に関する連絡先及び窓口について

苦情、質問等のある方は、苦情受付担当者に御連絡ください。

苦情解決責任者が責任を持って対応いたします。

（寿里苑）

苦情受付担当者	生活相談員	総山貴美	（特別養護老人ホーム寿里苑）
	生活相談員	猫田侑希	（寿里苑デイサービスセンター）
	生活相談員	小池田詠子	（寿里苑輝デイサービスセンター）
苦情解決責任者	施設長	黒木昌也	
	TEL	0721-52-3888	FAX 0721-52-3899

（寿里苑こはる）

苦情受付担当者	管理者	柿坂真紀子	（訪問看護ステーション寿里苑こはる）
苦情受付責任者	管理者	柿坂真紀子	（訪問看護ステーション寿里苑こはる）
	TEL	0721-50-2941	FAX 0721-50-2940

（寿里苑加賀田）

苦情受付担当者	生活相談員	中尾俊二	（寿里苑加賀田デイサービスセンター）
苦情解決責任者	管理者	恩地徳仁	（寿里苑加賀田デイサービスセンター）
苦情受付担当者	提供責任者	笛田美加	（寿里苑加賀田ヘルパーステーション）
苦情解決責任者	管理者	奥江偉九子	（寿里苑加賀田ヘルパーステーション）
	TEL	0721-60-3888	FAX 0721-60-3899

（寿里苑フルール）

苦情受付担当者	生活相談員	林 佑樹	（特別養護老人ホーム寿里苑フルール）
	生活相談員	眞田祐子	（寿里苑フルールデイサービスセンター）
	介護支援専門員	佐野 剛	（寿里苑フルールケアセンター）
苦情解決責任者	施設長	若松正哲	
	TEL	0721-60-0600	FAX 0721-60-0800

（寿里苑フェリス）

苦情受付担当者	支援相談員	佐藤泰将	（介護老人保健施設寿里苑フェリス）
	生活相談員	大浦雄介	（寿里苑フェリス通所リハビリセンター）
	生活相談員	北辻洋介	（寿里苑フェリスグループホーム）
	理学療法士	平 朋宇	（寿里苑フェリス訪問リハビリテーション）
苦情解決責任者	所長	田和宏章	
	TEL	0721-62-0700	FAX 0721-62-0600

（寿里苑サラ）

苦情受付担当者	生活相談員	橋本良太	（特別養護老人ホーム寿里苑サラ）
	生活相談員	藤岡 潤	（寿里苑サラデイサービスセンター）
	介護支援専門員	石黒博紀	（寿里苑サラケアプランセンター）
	提供責任者	津田陽子	（寿里苑サラヘルパーステーション）

苦情解決責任者 施設長 田中正人
T E L 072-337-7555

F A X 072-337-8555

（寿里苑夢の杜）

苦情受付担当者 生活相談員 添松奎太
生活相談員 角本大地
生活相談員 小泉 智
介護支援専門員 田中麻弓
苦情解決責任者 施設長 笛田進人
T E L 0721-40-0666

（特別養護老人ホーム寿里苑夢の杜）
（寿里苑夢の杜小規模多機能）
（寿里苑夢の杜デｲｼﾞｬｰｽｾﾝﾀｰ）
（寿里苑夢の杜ｸｴｰﾌﾟﾗﾝｾﾝﾀｰ）

F A X 0721-40-0667

（寿里苑花舞の郷）

苦情受付担当者 生活相談員 山田勝教
介護支援専門員 松木之子
生活相談員 西山和希
生活相談員 井上ともみ
苦情解決責任者 施設長 吉野祥央
T E L 072-367-4187

（特別養護老人ホーム寿里苑花舞の郷）
（寿里苑花舞の郷ｸｴｰﾌﾟﾗﾝｾﾝﾀｰ）
（寿里苑花舞の郷デｲｼﾞｬｰｽｾﾝﾀｰ）
（寿里苑花舞の郷小規模多機能）

F A X 072-368-8777

（寿里苑風香）

苦情受付担当者 相談員 太田晋平
介護支援専門員 三井雄太
苦情解決責任者 施設長 古山聡志
T E L 0721-50-3510

（寿里苑風香）
（寿里苑居宅介護支援事業所）

F A X 0721-50-3511

（寿里苑ラピス）

苦情受付担当者 生活相談員 武井直之
生活相談員 永瀬祐司
介護支援専門員 小倉舞子
苦情解決責任者 施設長 浅田涼介
T E L 06-6101-3939

（特別養護老人ホーム寿里苑ラピス）
（寿里苑ラピスデイサービスセンター）
（寿里苑ラピスケアプランセンター）

F A X 06-6101-3900

（寿里苑やすらぎの郷）

苦情受付担当者 生活相談員 鳥山ゆみ
苦情解決責任者 施設長 永山貴則
T E L 072-258-6130

（特別養護老人ホーム寿里苑やすらぎの郷）

F A X 072-257-5051

（認定こども園 宮前つばさ幼稚園）

苦情受付担当者	副園長	北原めぐみ
苦情解決責任者	園長	山田元
TEL	072-337-0283	FAX 072-331-0516

（音色つばさ保育園）

苦情受付担当者	主任	廣葉佳緒梨
苦情解決責任者	園長	美藤健
TEL	06-6373-0283	FAX 06-6373-0277

（彩つばさこども園）

苦情受付担当者	主任	田中美月
苦情解決責任者	園長	廣岡美津子
TEL	06-6876-0283	FAX 06-6876-0383

（子音つばさこども園）

苦情受付担当者	主任	里見和佳奈
苦情解決責任者	園長	安田奈緒美
TEL	072-252-0283	FAX 072-257-4152

（花音つばさこども園）

苦情受付担当者	主任	栗岡茜
苦情解決責任者	園長	千原奈々
TEL	078-801-0283	FAX 078-801-4152

（心音つばさ保育園）

苦情受付担当者	副園長	溝上宏子
苦情解決責任者	園長	中台圭太
TEL	072-777-0283	FAX 072-773-4152

（花梨つばさ保育園）

苦情受付担当者	主任	金村彩
苦情解決責任者	園長	乃坂定人
TEL	072-366-0283	FAX 072-367-4152

（琴音つばさ保育園）

苦情受付担当者	主任	大原美穂
苦情解決責任者	園長	谷口悦子
TEL	075-925-0283	FAX 075-925-4152

（華月つばさ保育園）

苦情受付担当者	主任	津田英里香
苦情解決責任者	園長	桐山敏幸
TEL	075-924-0283	FAX 075-924-4152

（桜の杜つばさ保育園）

苦情受付担当者	主任	山下知沙
苦情解決責任者	園長	古川久美
TEL	075-382-0283	FAX 075-382-4152

（葵音つばさこども園）

苦情受付担当者	副園長	飯田瑞穂
苦情解決責任者	園長	竹原智子
TEL	0721-40-0283	FAX 0721-40-4152

（宙音つばさ保育園）

苦情受付担当者	副主任	岡島あかね
苦情解決責任者	園長	橋長みえ
TEL	06-4399-0283	FAX 06-4399-4152

（鈴ノ音つばさ保育園）

苦情受付担当者	主任	小芦朋子
苦情解決責任者	園長	河野みゆき
TEL	0798-51-0283	FAX 0798-52-4152

（詩音つばさ保育園）

苦情受付担当者	主任	林千里
苦情解決責任者	園長	坂本祐生
TEL	075-922-0283	FAX 075-922-4152

（天音つばさ保育園）

苦情受付担当者	主任	神吉容子
苦情解決責任者	園長	石畑ちはる
TEL	06-6882-0283	FAX 06-6882-4152

第三者委員

氏名	原	ウメ	TEL	06-6301-6479
氏名	黒木	潤	TEL	072-242-4310

また、施設で解決できなかった苦情は次のところへ申し立てることができます。

大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会（06-6191-3130）